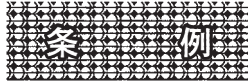


本号で公布された条例のあらまし

◇ 食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第47号)

- 1 厚生労働省において販売用の生食用食肉に係る加工、調理等の方法等についての基準(規格基準)が定められたことに合わせ、生食用食肉の加工又は調理を行う施設に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、平成24年10月1日から施行します。



食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年 7月12日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第47号

食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例(平成11年長野県条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2の第1に次のように加える。

- 5 生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。))であって、生食用として販売するものに限る。以下同じ。)の加工又は調理を行う施設
  - (1) 他の食品を取り扱う場所と明確に区分された衛生的な場所であること。
  - (2) 使用に適した流水式の手洗設備及び手指消毒装置で、専用

用のものを設けること。

- (3) 使用に適した流水式の器具容器洗浄設備及び器具容器消毒設備で、専用のものを設けること。
- (4) 生食用食肉が接触する設備、器具及び容器は、専用のものを備え、当該器具及び容器については、これらを当該施設内に保管できる設備を設けること。
- (5) 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備を設け、温度を正確に測定することができる装置を備えること(調理のみを行う場合を除く。)
- (6) 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること(調理のみを行う場合を除く。)。ただし、その設備は原料肉の冷却を行うためにも用いることができるものとし、この場合には、原料肉と加熱殺菌後の肉とを区分して冷却することができるものであること。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

食品・生活衛生課



長野県告示第525号

平成24年 3月30日専決処分した平成23年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成24年 7月12日

長野県知事 阿部 守一

平成23年度長野県一般会計補正予算(第7号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	188,889,215	350,816	189,240,031
2 地方消費税清算金	44,562,000	△ 872,965	43,689,035
3 地方譲与税	31,220,201	△ 658,519	30,561,682
4 地方特例交付金	2,615,000	△ 183,639	2,431,361
5 地方交付税	230,317,429	3,095,969	233,413,398
6 交通安全対策特別交付金	887,000	△ 57,531	829,469
7 分担金及び負担金	2,328,799	36,008	2,364,807
8 使用料及び手数料	12,605,925	23,891	12,629,816
9 国庫支出金	117,314,084	△ 110,499	117,203,585

10	財産収入	2,018,218	528,454	2,546,672
11	寄付金	60,003	12,252	72,255
12	繰入金	37,382,630	△ 150,981	37,231,649
13	繰越金	2,454,762	340,663	2,795,425
14	諸収入	79,114,980	1,252,264	80,367,244
15	県債	126,301,933	△ 5,091,000	121,210,933
	歳入合計	878,072,179	△ 1,484,817	876,587,362

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計	
2 総務費	38,540,301	3,163,965	41,704,266	
3 民生費	114,524,149	171,110	114,695,259	
7 農林水産業費	48,462,935	△ 40,481	48,422,454	
8 商工費	77,343,291	△ 466,185	76,877,106	
9 土木費	108,230,668	△ 1,582,057	106,648,611	
10 警察費	44,144,660	△ 83,064	44,061,596	
11 教育費	198,288,924	△ 987,922	197,301,002	
12 災害復旧費	6,372,509	△ 740,972	5,631,537	
14 諸支出金	53,622,218	△ 919,211	52,703,007	
	歳出合計	878,072,179	△ 1,484,817	876,587,362

2 地方債補正

空港整備事業費ほか13件 限度額 △ 5,091,000千円

財政課

長野県告示第526号

平成24年7月6日成立した平成24年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成24年7月12日

長野県知事 阿部守一

平成24年度長野県一般会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計	
9 国庫支出金	93,481,795	1,205,741	94,687,536	
10 財産収入	1,880,526	184	1,880,710	
12 繰入金	31,673,504	2,361,993	34,035,497	
13 繰越金	1	197,727	197,728	
14 諸収入	82,264,577	1,429	82,266,006	
15 県債	128,209,000	58,000	128,267,000	
	歳入合計	841,186,960	3,825,074	845,012,034

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計	
3 民生費	108,567,069	1,208,909	109,775,978	
4 衛生費	24,939,898	339,312	25,279,210	
5 労働費	4,247,636	850,000	5,097,636	
6 環境費	2,485,045	1,002,747	3,487,792	
7 農林水産業費	40,106,891	252,002	40,358,893	
8 商工費	78,900,759	22,429	78,923,188	
9 土木費	102,296,949	136,481	102,433,430	
11 教育費	197,675,099	13,194	197,688,293	
	歳出合計	841,186,960	3,825,074	845,012,034

2 地方債補正

農業農村整備事業費 限度額 58,000千円

財政課

## 長野県告示第527号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年7月12日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定居宅サービス事業者

## (1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
長野県高齢者生活協同組合	ヘルパーステーションやまぼうし	佐久市下越三丁目612番地1	平成24年7月1日

## (2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社デルトラウム	健康道場やまぶき	北佐久郡立科町大字芦田1872番地1	平成24年7月1日
合同会社ゆずりは	宅老所ゆずりは	千曲市大字八幡3028番地1	平成24年7月1日
株式会社リハビリ介護研究所	デイサービスセンターリハビリ処屋代	千曲市大字屋代2177番地1	平成24年7月1日
社会福祉法人博悠会	通所介護フランセーズ悠こうしょく デイサービスセンター	千曲市大字栗佐1177番地	平成24年7月1日

## (3) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人博悠会	特別養護老人ホームフランセーズ悠 こうしょく	千曲市大字栗佐1177番地	平成24年7月1日

## (4) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ライフケア	株式会社ライフケア	下伊那郡松川町元大島3158番地3	平成24年7月1日

## (5) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ライフケア	株式会社ライフケア	下伊那郡松川町元大島3158番地3	平成24年7月1日

## 2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人平成会	居宅介護支援事業所寿和寮	茅野市宮川5010番地1 茅野市養護 老人ホーム寿和寮内	平成24年7月1日
株式会社ふれ愛センターつどい	ふれ愛センターつどい居宅介護支援 事業所	伊那市御園1407番地1	平成24年7月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター中野若宮	中野市大字新井356番地5	平成24年7月1日

## 3 指定介護予防サービス事業者

## (1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
長野県高齢者生活協同組合	ヘルパーステーションやまぼうし	佐久市下越三丁目612番地1	平成24年7月1日

## (2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社デルトラウム	健康道場やまぶき	北佐久郡立科町大字芦田1872番地1	平成24年7月1日
合同会社ゆずりは	宅老所ゆずりは	千曲市大字八幡3028番地1	平成24年7月1日
株式会社リハビリ介護研究所	デイサービスセンターリハビリ処屋代	千曲市大字屋代2177番地1	平成24年7月1日
社会福祉法人博悠会	通所介護フランセーズ悠こうしょく デイサービスセンター	千曲市大字栗佐1177番地	平成24年7月1日

## (3) 介護予防短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人博悠会	特別養護老人ホームフランセーズ悠 こうしょく	千曲市大字栗佐1177番地	平成24年7月1日

## (4) 介護予防福祉用具貸与

事業者の名称 株式会社ライフケア (5) 特定介護予防福祉用具販売	事業所の名称 株式会社ライフケア	事業所の所在地 下伊那郡松川町元大島3158番地3	指定した年月日 平成24年7月1日
---	---------------------	------------------------------	----------------------

事業者の名称 株式会社ライフケア	事業所の名称 株式会社ライフケア	事業所の所在地 下伊那郡松川町元大島3158番地3	指定した年月日 平成24年7月1日
---------------------	---------------------	------------------------------	----------------------

健康長寿課介護支援室

長野県告示第528号

介護保険法(平成9年法律第123号)第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。  
平成24年7月12日

長野県知事 阿部守一

指定介護老人福祉施設

開設者の名称 社会福祉法人博悠会	施設名称 特別養護老人ホームフランセーズ悠 こうしょく	施設の所在地 千曲市大字栗佐1177番地	指定した年月日 平成24年7月1日
---------------------	-----------------------------------	-------------------------	----------------------

健康長寿課介護支援室

長野県告示第529号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成24年7月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯山市大字照岡字つね3873の2、字上上3944の1から3944の54まで、3944の71から3944の95まで
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

- 2 指定の目的  
公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第531号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年7月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡阿南町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

長野県告示第530号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成24年7月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡売木村2653の122

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第532号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年7月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡泰阜村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第533号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年7月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曾郡大桑村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第534号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年7月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東筑摩郡筑北村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県長野建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年7月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年7月12日

長野県長野建設事務所長 赤羽敏雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃原北郷信濃線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市戸隠栃原字宮之前口7704番の1地先から 長野市戸隠栃原字峯外3286番の1地先まで		旧	5.5~37.6	0.1662
同	上	新	5.5~28.2	0.1662

道路管理課